

資料

『全障研しんぶん』連載 義務制40年を考える（再録）

養護学校義務制から40年の2019年、全障研は『みんなのねがい』の特集（2019年12号）、「養護学校義務制40周年 いまこそ障害児の教育権を問う全国集会」の開催（11月25日）などに取り組みました。あわせて、『全障研しんぶん』では1年間（8回）の連載を企画しました。40年をふりかえり、未来を展望するための資料として同紙連載を掲載します。

（「障害者問題研究」編集委員会）

第1回 この子を学校に～義務制実施までの歴史 全障研副委員長 中村尚子

2019年は、養護学校教育義務制実施から40年の節目にあたります。特別支援教育が始まって10年以上がたった現在、「養護学校義務制」は過去のことでしょうか。連載では、障害児の教育権保障制度的基盤となった義務制実施の意義を、特別支援教育の課題を解決し今後を展望する視点から考えます。

・障害児は後回し

戦後、日本国憲法と教育基本法の下で学校教育が発足しても、つねに障害児の教育は後回しにされてきました。1947年に学校教育法に盲学校、ろう学校、養護学校が明記されても、敗戦後の財政難を理由に義務教育の実施には待ったがかけられました。戦前からあった盲学校、ろう学校は関係者の要求運動によって、翌48年から義務制となったとはいえ、新入学生から順番、完成するまでに9年もかかりました。さらに先送りにされたのが養護学校でした。

・就学猶予を願い出る親

学教法施行から10年ほどの間は、養護学校は法律にあっても実際にはほとんど存在しない状態が続きます。小・中学校に障害児学級はあっても十分ではなく、知的障害児や肢体不自由児、重複する障害をもった多くの子どもたちが就学を諦め

ざるをえませんでした。わが子を就学させる義務を負った親に「就学猶予（免除）願い」を出させることがまかり通っていました。

学校を整備させ、保護者が就学させる義務を果たせるようにするには、養護学校を義務教育にすることが急務であり、関係者の共通したねがいになっていったのです。

・発達する権利の保障

1960代、義務制を求める声は、各地から少しずつ沸き起こってきます。盲学校やろう学校では、重複した障害をもつ子どもの入学をめぐる議論が始まっていました。「たとえ知的な障害があっても「耳が聞こえない」のだからろう学校で受け止めよう」と、数少ない養護学校で行われていた「入学選考」でも、「入学させるためにどうしたらよいかを考えよう」と議論されます。就学免除された学齢児が入園していた障害児施設では、さまざまな教育的取り組みが試みられます。

子どもの発達の事実と実践の積み上げ、並行してすすめられた発達研究、教育権保障の理論研究が相互に環流し、就学保障運動、養護学校義務制を求める運動が全国に広がっていきました。

義務制を1979年から実施するという政令が出たのが1973年11月。同時期、東京都は翌74年から希望する子どもに就学を保障することを公表しました。

・義務制はスタートライン

義務制となった養護学校の整備や実践が全国一律にすすんだわけではないものの、制度が整った

ことで、その後の障害児教育は確実に前進しました。障害を理由とする不就学児が39名（2017年）であることはその一つの指標であり、学校教育を保障しようとする実践や運動の成果です。

しかし、いっそう深く広いねがいが掘り起こされ、「この子によりよい教育を」という新しい要求が生まれています。この半世紀あまりの障害児教育をふりかえり到達点を確認しながら、今後の課題を明らかにしたいと思います。

第2回 後期中等教育の保障

札幌学院大学 佐藤 満

卒業生が訪ねて来ました。受け持ち学級に発達障害と思われる児童がいて、学級がまとまりあるものになっていないという話でした。解決策らしきことは何も言えず、かけた言葉は「担任の先生はあなたしかいない。だから頑張れ」でした。その意味は児童生徒の話聞き、保護者の話を聞き、どうしたら良いのか時間をかけて誰かと一緒に考えるということです。

・高等部教育全国最低

養護学校義務制の2年前の1977年、私は北海道白樺養護学校に勤めました。当時、北海道では知的障害高等部はこの学校だけでした。ここで、北海道が知的障害者の高等部教育の実施は全国最低であることを知りました。それでも、日常の教育は生徒の話聞き、保護者の話を聞く中で、元気づけられていました。入学試験もあり、全道から集まる生徒を教育方針に合わせて選抜していました。

どうして選抜試験があるのかなど分からないことがたくさんある中で、全障研に引き合わせてくれた先輩先生がいて、私の目が開かれました。すると、しなければいけないことや考えなければいけないことが山ほどあることに気がつきました。自分ができることを少しずつ、先輩先生と一緒に取り組んでいました。その時の気持ちが「担任は

自分だ。だから頑張れ」でした。

と言ってもすごく頑張ったわけではありません。先輩先生の後を、着かず離れずにただけでした。全障研は全国組織なので、すごいと思う先生方が大勢いました。何も知らない私は、学ぶことの楽しさを学びました。

・高等部教育保障運動に学ぶ

北海道でも全国最低の高等部教育の現状を少しでも良くしようと運動が始まります。当時は高等部の養護学校が全道1校しかなく、選抜試験では多くの生徒が不合格になりました。それだけではないのです。北海道では市町村にもよりますが障害児学級の児童生徒は週2回から3回程度の授業しか受けることができていなかったのです。もともと児童生徒の教育が保障されていなかったといっても良いでしょう。養護学校の義務化と次に始まる高等部教育の保障の運動は児童生徒・保護者・道民すべての願いだったのです。

この運動は後に続く、訪問教育の充実を求める運動、放課後保障の運動と結びついていました。1977年から2003年頃までの教育や発達保障の運動です。この間、25年、あつという間の出来事でした。25年を振り返ると保護者の方に励まされたのが一番印象に残ります。話が苦手な私は教育権保障のこと、発達保障のことを少しずつ学び、保護者に伝えました。先輩の先生方は各分野の教育の基本について語っていて、それを学ぶことができたのがとても良かったと思います。

教育年限が北海道のどこに生活していても同じに保障されることに安心感があります。若い先生方には児童生徒とじっくりと教育の中身について考えてほしいと願っています。『みんなのねがい』の創刊30周年記念号に茂木俊彦先生が安心できる人間関係について書かれています。教育権保障の運動を通して私たちが目指したのは、安心できる関係、支え、励まし合う教育だと思っています。その考えに今一度立ち返って、ゆったりと教育に取り組めるといいなと思っています。児童生徒・保護者・教職員、みんなのねがいで教育をゆったり太らせていくことが大切です。

第3回 障害の重い子どもの教育の広がりと深化

九州産業大学 猪狩恵美子

・訪問教育の誕生と養護学校教育義務制実現

大分県で退職した女性教員有志が子どもの元を訪れたのが訪問教育の前史といわれます。1957年には米国統治下の那覇で学校教育法第75条第2項(当時)に基づく「家庭派遣教師」が開始されました。さらに、大津市(1968)、神奈川県のはか茨城、千葉、東京の一部で(1969)、小・中学校からの訪問教育(指導)が始まっていききましたが、国の施策ではなく、名称も位置づけも統一したものではありませんでした。けれども、訪問教育は、教師や保護者に、どんなに障害が重くても教育によって子どもは発達することを確信させ、就学猶予・免除をなくし養護学校教育を求めらるうねりとなりました。そして、訪問教育は義務制実施(1979)の後は養護学校の教育形態に位置づけられ、今日に至っています。

・通学保障の前進と訪問教育の充実

義務制実施当時は学校も不足し、通学手段も保障されてはいませんでした。毎日、通学できる子どもも週2回の訪問教育を余儀なくされ、「安上がりの訪問教育」と批判されました。学校建設と通学保障を進める運動と同時に、訪問教育の実践の充実と教育条件整備が地道に進められてきました。

入学式の日、陽のささない部屋でお母さんは「お願いだからこの子に触らないで。この子が骨折する度、暮らしが回らなくなった」と語りました。食事も栄養も手探りで子どもを育ててきた家族との出会い—当時、子ども・家族の必死の暮らしを知らないまま薬を出すだけという医療機関も少なくありませんでした。そんな子どもの元を訪ねながら、一人ぼっちで担任が悩むのではなく、学び合って自治体格差をなくし子どもの教育権を保障しようと、全障研の訪問教育分科会から全国

訪問教育研究会が生まれました。初めは「先生が来るので掃除が大変」と感じていた保護者も授業を楽しみに待ってくださるようになり、全国・自治体単位で訪問教育の実践研究と週3回の授業ができる学級定数改善が進みました。スクーリングや地域の小学校の空き教室を活用した集団学習など通学に向けた実践とともに、訪問教育がどうしても必要な子どもに合わせた実践も積み重ねられました。80年代の終わり、「医療行為」が必要な子どもと最初に出会ったのも訪問教育でしたが「医療的ケアが必要ななら訪問」という判断を押し返し、子どものいのち・健康と教育権の総合的な保障が追求されていきました。「訪問だから」「障害が重いから」という理由で認められていなかった校外学習・修学旅行なども、先進的などりくみに学びながら少しずつ広がっていきました。

義務教育期間だけだった訪問教育ですが、医療の進歩等のなかで多くの子どもが思春期・青年期を迎え、試行期を経て、2000年には高等部訪問教育も実現しました。子どもの願いを真ん中にして、保護者とともに医療・福祉・教育関係者が協働したからこそその前進です。瞳を輝かせて学ぶ子どもの姿が、国を動かしたのです。

訪問教育は、学校からだけでは見えない子どもの暮らしに迫り、子どもに寄り添う学校をつくってきました。通常の学校においても、子どものもとに出向き子ども理解を深める訪問教育の今日的意義があるのではないのでしょうか。

第4回 卒業後の進路と作業所づくり —働く場、地域

大和大学 小畑耕作

・養護学校義務制から高等部へ

養護学校が義務制となり、重い扉が開かれ障害の重い人も教育が保障されました。しかし、12歳以上の人は、小学部1年生からではなく小学部6年生から入学した人もたくさんいました。

高等部は義務教育ではないということで、高等

部進学率には都道府県格差があり、「第二の教育権保障運動」とよばれる取り組みが全国的に展開されました。中学部から高等部への進学率が通常の子どもたちと同じ95%を越えたのは、2000年を過ぎてからでした。

・高等部卒業後の進路

1979年当時の高等部卒業後の進路では、就職67.9%でした。その後障害の重い人が卒業を迎えた85年の就職は37.8%となりました。就職できなかった人は在宅か入所施設になっていました。働く場、生活の場が同じ施設内でした。

・進路保障を考える

子どもたちが高等部の卒業期を迎えた頃、養護学校の教職員組合員や全障研サークルの教員が「養護学校卒業後の進路保障を考える会」等を結成し保護者にも呼びかけ、日曜作業所を開所し在宅の青年や高等部生徒とともに集う場を設けてきました。

きょうされん(当時は、共同作業所全国連絡会)の「ほくも働きたい」「卒業後も一人ぼっちの障害者をなくそう」「共同作業所作りは地域づくり」のねがいとスローガンに押されて全国で共同作業所づくりが展開されました。当時一年間に毎年200カ所の共同作業所が誕生し、多い年では400カ所も開設されました。養護学校の教職員や地域の学校も積極的に協力してくれました。共同作業所づくりの理念は、仲間、保護者、関係者、ボランティアが対等平等の立場でみんなが知恵を出し合うことでした。

・作業所運営は火の車

当時、共同作業所は、法に基づく社会福祉施設ではなく、無認可小規模作業所(共同作業所)といわれていました。共同作業所の運営は火の車で、開所1年間は、補助金なしで職員の給料、家賃、運営費をみんなできつくり出さなければなりませんでした。古紙・アルミ缶回収、バザー、チャリティーコンサート、模擬店出店、物品販売等で運営費を捻出してきました。法外であることの自由さを活用しつつ、重い人たちの人権を保障する福祉的就労の場づくりがすすめられ、障害者が主

人公、地域に開かれ地域とともに歩む施設として展開されました。作業所の実践から「働くなかでたくましく」「仕事に合わせるのではなく仲間にあった仕事を創ろう」「障害の種類や程度でふり分けない」などの教訓が生まれました。

私の関係する小規模作業所運営の中で、仲間、職員の処遇改善のために法人認可をめざして署名、募金活動等を保護者・職員・関係者で展開し、21年前に社会福祉法人が認可されました。2005年、障害者自立支援法が施行され、障害者福祉にまで成果主義が持ち込まれ、作業所運営の危機にも影響しています。

第5回 寄宿舎で育つ子どもたち

寄宿舎教育研究会副代表 西村京子

・養護学校義務制と寄宿舎

障害児学校寄宿舎は学校教育法78条に「特別支援学校には、寄宿舎を設置しなければならない。ただし特別な事情があるときはこれを設けないことができる」として制度化されているものです。「特別な事情」とは自宅から通学可能な範囲内に居住する場合や医療機関及び児童福祉施設に併設する学校の場合とされています。

寄宿舎の設置や入舎基準に関しては、都道府県によってかなりの違いがあるのが実際ですが、養護学校義務制(1979年)以降、養護学校の地域適正配置の計画にもとづいた校区再編が進み、遠隔地、通学困難を理由にした寄宿舎の設置は減少し、「通学保障」を主眼にしていた寄宿舎は常に存在意義や役割を問い直され続けてきました。

このような中で寄宿舎では「寄宿舎の教育的な価値はなにか」「寄宿舎のある学校の魅力とは」と自主的な研究や運動の中で自らの実践を検証し、子どもたちの自立と発達を願い、学校でも家庭でもない「第3の場所」としての価値を築く豊かな実践が蓄積されてきました。